

様式 1

事業報告書

(自 令和 3 年 8 月 1 日 至 令和 4 年 7 月 31 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 晃全会
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
- ☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 広島県呉市広古新開 1 丁目 1-31

(3) 設立認可年月日 平成 14 年 8 月 14 日

(4) 設立登記年月日 平成 14 年 8 月 30 日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 42 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	大字根内科呼吸器科 クリニック	広島県呉市広古新開1丁目 1-31	一般病床 無 療養病床 無

(2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第 42 条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
訪問在宅介護支援事業所	広島県呉市広古新開1丁目 1-31	

(3) 当該会計年度内

令和 3 年 7 月 31 日 令和 2 年度決算の決定

様式2

法人名 医療法人 晃全会

所在地 呉市広古新開1丁目 1-31

※医療法人整理番号

財 産 目 録

(令和 4 年 7 月 31 日現在)

1. 資 産 額 892,383 千円
2. 負 債 額 41,367 千円
3. 純 資 産 額 851,015 千円

(内 訳)

区 分	
A 流 動 資 産	551,786
B 固 定 資 産	340,597
C 資 産 合 計 (A+B)	892,383
D 負 債 合 計	41,367
E 純 資 産 (C-D)	851,015

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3-2

法人名 医療法人 晃全会

所在地 呉市広古新開1丁目 1-31

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表

(令和 4 年 7 月 31 日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	551,786	I 流動負債	41,367
II 固定資産	340,597	II 固定負債	
1 有形固定資産	202,603	負債合計	41,367
2 無形固定資産	12,906	純資産の部	
3 その他の資産	125,086	科 目	金 額
		I 出 資 金	10,000
		II 積 立 金	841,015
		1 代替基金	
		2 その他利益剰余金	
		III 評価・換算差額等	
		IV 基 金	
		純資産合計	851,015
資産合計	892,383	負債・純資産合計	892,383

様式 4-2

法人名 医療法人 晃全会

所在地 呉市広古新開1丁目 1-31

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書

(自 令和 3 年 8 月 1 日 至 令和 4 年 7 月 31 日)

(単位:千円)

科目	金額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	335,082
2 事業費用	298,758
本来業務事業利益	36,323
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	6,581
2 事業費用	1,201
附帯業務事業利益	5,379
事業利益	41,702
II 事業外収益	7,001
III 事業外費用	
経常利益	48,704
IV 特別利益	1,419
V 特別損失	4,523
引前当期純利益	45,600
法人税等	11,911
当期純利益	33,689

様式5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 晃全会

理事長 大字根 晃雅 殿

私は、医療法人晃全会の令和3年度（令和3年8月1日から令和4年7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄付行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄付行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄付行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和4年10月²⁴日
医療法人晃全会
監事